

外国人児童生徒等の日本語能力に応じた

初期指導マニュアル



令和6年3月改訂 北海道教育庁学校教育局義務教育課

各学校においては、外国人児童生徒等が、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人児童生徒等教育を推進する必要があります。

北海道教育委員会では、受入れ体制の整備や日本語指導の充実に向け、日本語指導が必要な児童生徒等が在籍する市町村や学校の参考となるよう、本マニュアルを作成しましたので、地域や学校、児童生徒等の実態に応じて御活用ください。

今、求められていること

「日本語教育の推進に関する法律」により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき、「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定されるなど、市町村や学校における外国人児童生徒等教育の充実が求められています。

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

【地方公共団体が講ずべき事項】

外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握
・就学状況の把握、就学案内等の徹底 など
学校への円滑な受入れ
・就学校の決定に伴う柔軟な対応 など
関係行政機関・団体等との連携の促進
・知事部局、地域の国際交流協会やNPO等の
支援団体等との連携 など

【学校での受入れ後の指導に関する留意事項】

「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導
等の指導・支援の実施
学校における必要な指導・支援を行う体制の構築
外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場の
設定
小・中・高等学校等の連携による必要な情報の整理・共有（指導要録への記載）

また、学習指導要領においても、総則の第4「児童（生徒）の発達への支援」の「2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導」の(2)において、海外から帰国した子どもたちの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある子どもたちに対する日本語指導について示されています。

小（中）学校学習指導要領（平成29年3月）

学校生活への適応、外国の生活経験を生かす指導
児童生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の組織的、計画的な工夫
特に、通級による日本語指導は、教師間の連携、個別の指導計画の作成などにより、効果的な指導に努める

日本語の初期指導のポイント



生活や学習の状況、適応状況、「言葉の力」など、児童生徒等の実態を多角的に把握しましょう。

把握した「言葉の力」を基に、日本語指導のコースを設計しましょう。

ICT を効果的に活用するなど、児童生徒等の実態に応じた日本語指導に取り組みましょう。

幼稚園等
では

外国人幼児に受容的な態度で臨み、そのことを幼児自身が感じ取れるようにするとともに、自然に日本語に親しむことができるように配慮することが大切です。